

▽▲組合本部活動だより▲▽ 《総合政策部》

■ 公的審議会など交通政策審議会海事分科会船員部会

● 第141回船員部会

「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」に含まれる、船員職業安定法施行令及び船員法施行規則の一部を改正する省令案として、

- ①労働時間管理の適正化
- ②労働時間の範囲の見直し、明確化
- ③雇入契約の成立等に関する届出主体の見直し一、等の説明が行われ、継続審議とした。

「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」(案)について

「船員の働き方改革の実現に向けて」を踏まえ、作成すること等一が説明された。

-明確化-

- ▽労働時間の状況の把握・管理
- ▽労務管理に係る船舶所有者、労務管理責任者及び船長の役割・責任等

組合側委員より、ガイドラインの作成にあたり、船員は労働時間の線引きが困難であることを考慮頂き、本部会にて検討状況を提示し、確認を行うよう求めた。

事務局より、船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会並びに海上旅客運送業最低賃金専門部会）について専門部会での審議結果が報告され、船員部会としての答申案とすることとした。その後、第65回船員労働安全衛生月間の実施概要について報告があり、確認した。最後に船員派遣事業（1事業者）の許可申請について、許可する旨の答申を取りまとめた。

● 第142回船員部会

継続審議となっていた「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」に含まれる、船員職業安定法施行令及び船員法施行規則の一部を改正する政省令案について審議の結果、ともに許可する旨の答申を取りまとめ、船員派遣事業（2事業者）について許可する旨の答申を取りまとめた。

「海員だより」